

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県過疎地域持続的発展方針（案） 静岡県過疎地域持続的発展計画（案）
意見募集の趣旨	令和3年4月施行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき翌年3月に策定した「静岡県過疎地域持続的発展計画」の期間が今年度末で満了となることから、現行計画を見直し、令和12年度までを期間とする次期県過疎計画を、関係市町等との調整を図りながら策定します。 また、次期県過疎計画の策定に併せて、県過疎地域持続的発展方針の見直しを行います。 県過疎方針は、県・市町過疎計画の基となるものであり、県過疎計画は、市町に協力して講じる措置等を定めるものです。 県過疎方針及び県過疎計画をより実効性の高いものとし、過疎地域の持続的発展を図るため、県民の皆様から広く意見を募集します。
意見の提出期間	令和8年10月9日（金）から 令和8年11月9日（月）まで
意見の提出方法	持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書（様式自由）を提出してください。 なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号）を必ず明記してください。
意見の提出先	1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 総務部地域振興課（県庁東館6階） 2 ファクシミリの場合 054-271-5494 3 電子メールの場合 chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	総務部 地域振興課 電話番号 054-221-2054
備考	いただいた御意見（類似する御意見はまとめた上で）に対する県の考え方は、県のホームページにおいてお示しします。個別の回答はいたしませんので御了承ください。